

お知らせ

2018年4月の健康保険制度改正により、三歳未満の方に「小児抗菌薬適正使用支援加算」が算定されることになりました。現在では適応拡大し6歳未満の方で、いわゆる「風邪」や「急性胃腸炎」の初診時（その病気で初めて診察を受けるときに）、治療薬として抗菌薬（抗生物質）を処方されない場合に算定されます。

当院でも、同様な治療方針で診療していますので、これまでと処方が大きく変わることはありません。基本的に患者窓口負担が増えるものでもありません（福祉医療証などをお持ちでない6歳未満の方の窓口負担が増える場合があります）。令和3年7月1日から適応します。

抗菌薬は大切な薬ですが、普通の「かぜ」に効かないばかりか、むやみに使うと肝心な時に効かなくなります（耐性菌の増加）。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

2021年6月

かとう小児科クリニック 加藤哲司